

福岡市保育士確保事業補助金交付要綱

第1章 総則

(通則)

第1条 福岡市保育士確保事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、この要綱に基づき、保育士の人材確保に取り組む保育所等に対して、その費用を補助し、保育士の安定的な確保を図ることを目的とする。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育士家賃助成事業補助金（以下、「家賃助成補助金」という。）
- (2) 保育士奨学金返済支援事業補助金（以下、「奨学金支援補助金」という。）

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 市内に所在する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、地域型保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。）又は企業主導型保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者等が、内閣府が別途定める「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に基づき実施する企業主導型保育事業を行う施設をいう。）であって、本市以外の者が設置したものをいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 保育所等設置者 保育所等を設置経営する法人その他の団体の代表者又は個人をいう。
- (4) 保育士 法第18条の4に規定する保育士をいう。
- (5) 主幹保育教諭 認定こども園法第14条第8項に規定する主幹保育教諭をいう。
- (6) 指導保育教諭 認定こども園法第14条第9項に規定する指導保育教諭をいう。
- (7) 保育教諭 認定こども園法第14条第10項に規定する保育教諭をいう。
- (8) 保育教諭等 主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭をいう。
- (9) 保育士資格 法第18条の6に規定する保育士の資格をいう。
- (10) 保育士等 保育士又は保育教諭等をいう。
- (11) 幼稚園型認定こども園 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号。以下、「認定要件条例」という。）第2条第1号に規定する幼稚園型認定こども

園をいう。

- (12) 正規職員 労働契約において雇用期間の定めがなく、かつ当該保育所等における一週間の所定労働時間が通常の者であって、当該保育所等の就業規則等において正規の職員として位置付けられた者をいう。
- (13) 賃貸住宅 職員が自ら居住するために、所有者等との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。
- (14) 家賃額 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、光熱水費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除いた額とする。
- (15) 住居手当 職員が賃貸住宅を借り受け、家賃を負担していることを事由として、保育所等設置者が当該職員に支給する手当等の月額をいう。
- (16) 奨学金 法第 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設に就学するとき又は在学する期間における学費に充てることを主な目的として、保育士等本人の名義で借り受けた資金のうち、次のア、イのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表 1 に定めるもの
 - イ 国、地方公共団体等の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けられているもの（アに規定する資金を除く。）であって、市長がアの資金に準ずると認めたもの
- (17) 返済額 奨学金の返済金の月額（半年賦等の返済額を含む。）をいう。
- (18) 総返済回数 奨学金の返済を終えるまでに要する返済の回数をいう。
- (19) 奨学金手当 職員が奨学金の返済を行っていることを事由として、保育所等設置者が当該職員に支給する手当等の月額をいう。

第 2 章 保育士家賃助成事業補助金

（補助対象事業）

第 5 条 家賃助成補助金の交付の対象となる事業は、保育所等設置者が、賃貸住宅に居住する職員に対して家賃の一部を助成する事業（住居手当を支給する保育所等にあつては、当該手当の他に家賃の一部を助成する事業をいう。）とする。

（補助対象経費）

第 6 条 家賃助成補助金の交付の対象となる経費は、保育所等設置者が次の各号に掲げる要件をすべて満たす職員（以下、「家賃助成対象職員」という。）を対象として実施する前条に規定する事業の実施に要する経費とする。

- (1) 保育士であつて、保育所等において専ら利用児童の保育を行う者（幼保連携型認定こども園において、保育教諭等として専ら利用児童の教育及び保育を行う者並びに幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）のみを有する者であつて、幼保連携型認定こども園において、認定こども園法附則第 5 条第 1 項の規定により保育教諭等として専ら利用児童の教育及び保育を行う者並びに幼稚園型認定こども園において、認定要件条例第 4 条第 2 項ただし書の規定により、専ら満 3 歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者並びに同条第 3 項の規定により専ら満 3 歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児（同条例第 3 条第 2 項に規定する教育及び保育時間相当利用児をいう。）の保育に従事する者を含む。第 9 条第 1 号において同じ。）
- (2) 正規職員として勤務する者（保育所等を設置経営する法人その他の団体の役員で

ある者、保育所等を設置経営する個人である者及び施設長又は副施設長など保育所等の運営に関与する者を除く。第9条第2号において同じ。）

- (3) 賃借人として賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、家賃を負担するとともに、当該住居に居住する者

(補助金の額)

第7条 家賃助成補助金の額は、次の各号の規定により算出した額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 職員一人当たりの家賃助成補助金の額は、家賃助成対象職員ごとに、保育所等設置者が家賃助成補助金の申請を行う年度に家賃助成対象職員が当該保育所等で勤務する月において、当該職員が支払った家賃額から当該職員が受給した住居手当の額を控除した額（10,000円を限度とする。）を月ごとに算出し、これらを合算した額とする。
- (2) 前号の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 家賃助成補助金の額は、当該保育所等におけるすべての家賃助成対象職員に係る前号の規定により算出した額を合算した額とする。

第3章 保育士奨学金返済支援事業補助金

(補助対象事業)

第8条 奨学金支援補助金の交付の対象となる事業は、保育所等設置者が、奨学金の返済を行う職員に対して返済額を助成する事業（奨学金手当を支給する保育所等にあつては、当該手当の他に奨学金の返済額を助成する事業をいう。）とする。

(補助対象経費)

第9条 奨学金支援補助金の交付の対象となる経費は、保育所等設置者が次の各号に掲げる要件をすべて満たす職員（以下、「奨学金支援対象職員」という。）を対象として実施する前条に規定する事業の実施に要する経費とする。

- (1) 保育士であつて、保育所等において専ら利用児童の保育を行う者
- (2) 正規職員として勤務する者
- (3) 奨学金を利用して法第18条の6に規定する保育士の資格を取得した者及び市長の定めるこれに準ずる者
- (4) 自ら奨学金を返済している者

(補助対象期間)

第10条 奨学金支援補助金の交付の対象となる期間（以下、「補助対象期間」という。）は、奨学金支援対象職員ごとに、保育所等設置者が奨学金支援補助金の申請を行う年度（以下、「補助申請年度」という。）において、奨学金の最初の返済を行う月から最後の返済を行う月までとする。ただし、補助申請年度において、返済回数が、総返済回数に2分の1を乗じて得た数（この場合において、1回未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）に達する場合は、当該返済回数が属する月（以下、「補助上限月」という。）までを補助対象期間とする。

- 2 奨学金の返済額が所得に連動して変動する場合又は奨学金の返済の途中で返済額の増額を行う場合であつて、補助上限月までの返済額の合計が、返済額の総額に2分の

1 を乗じた額に満たない場合は、返済額の総額に 2 分の 1 を乗じた額に達する月まで奨学金支援補助金の交付の対象とすることとし、当該月が補助申請年度に存する場合は、前項の規定にかかわらず、当該月までを補助対象期間とする。

- 3 奨学金の返済額が所得に連動して変動する場合又は奨学金の返済の途中で返済額の減額を行う場合であって、補助上限月までの返済額の合計が、返済額の総額に 2 分の 1 を乗じた額を超える場合は、返済額の総額に 2 分の 1 を乗じた額に達する月まで奨学金支援補助金の交付の対象とすることとし、当該月が補助申請年度に存する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、当該月までを補助対象期間とする。

（補助金の額）

第 11 条 奨学金支援補助金の額は、次の各号の規定により算出した額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 職員一人当たりの奨学金支援補助金の額は、奨学金支援対象職員ごとに、次のア、イに掲げる額を比較していずれか低廉な額とする。

ア 補助申請年度に奨学金支援対象職員が当該保育所等で勤務する月であって、補助対象期間である月（以下、「対象月」という。）において、当該職員が支払った返済額の合計から当該職員が受給した奨学金手当の合計を控除した額

イ 別表 2 で定める限度額に対象月の数を乗じた額

- (2) 前号の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (3) 奨学金支援補助金の額は、保育所等におけるすべての奨学金支援対象職員に係る前号の規定により算出した額を合算した額とする。

第 4 章 補助金の交付申請等

（補助対象事業者）

第 12 条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業者は、保育所等設置者とする。

（補助金の要件）

第 13 条 補助対象事業者は、この補助金の交付を受けることを理由として、従前から支給する住居手当や奨学金手当を廃止するなど、職員の給与水準を低下させないこと。

（補助金の交付申請）

第 14 条 補助金の交付を申請しようとする者は、保育所等ごとに、市長が別途通知する日までに福岡市保育士確保事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 家賃助成補助金の申請にあつては、家賃助成対象職員が居住する賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 奨学金支援補助金の申請にあつては、奨学金支援対象職員の奨学金の返済額、返済期間、返済者等を証明する書類
- (3) 正規職員に係る給与規程の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第 15 条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を確認し、交付すべき補助金額を決定し、福岡市保育士確保事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、速やかに通知を行うものとする。

(補助金の交付時期)

第 16 条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助事業終了前においても補助金を一括又は分割して事前に交付することができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金を一括又は分割して事前に交付する場合は、前条の通知に合わせて交付の時期及び各交付期の補助金の額を通知する。

(実績報告)

第 17 条 前条の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた年度の末日までに福岡市保育士確保事業補助金実績報告書（様式第 3 号）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定等)

第 18 条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、福岡市保育士確保事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(申請の変更)

第 19 条 補助事業者が、事情変更により申請内容の変更を行う必要が生じたときには、市長が別途通知する日までに福岡市保育士確保事業補助金変更交付申請書（様式第 5 号）により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第 20 条 市長は、前条の申請があった場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、福岡市保育士確保事業補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により、通知を行う。

(申請の取り下げ)

第 21 条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、福岡市保育士確保事業補助金交付取下書（様式第 7 号）により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(暴力団の排除)

第 22 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を

交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象者）

第23条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 福岡市内に所在する保育所等を運営する者であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（期間）

- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。
- 3 終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
- 4 令和3年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（期間）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。
- 3 終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

- 4 令和7年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。
3 終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
4 令和11年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

別表1（第4条関係）

名称等
独立行政法人日本学生支援機構の実施する奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）
公益財団法人交通遺児育英会の実施する奨学金
一般財団法人あしなが育英会の実施する奨学金
都道府県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
地方公共団体の実施する母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
地方公共団体の実施する奨学資金又は育英資金
指定保育士養成施設の実施する奨学金

別表2（第11条関係）

修業した指定保育士養成施設の種類	奨学金支援補助金の上限額
短期大学、専門学校、各種学校	月額 10,000 円
大学	月額 15,000 円